

呑川合流改善貯留施設立坑設置工事 工事説明会（令和4年9月14日開催） 質疑応答一覧

項目	No.	ご質問・ご意見	回答
計画に関する こと	1	なぜ東調布公園の屋外プールがあった場所に下水道施設を造るのか。	呑川の吐口から取水を行う必要があり、大田区と東京都下水道局が協議し、適地を選定した結果、東調布公園の屋外プールがあった場所を選定しました。
	2	本事業の完了後、呑川の水質はどうなるのか、悪臭はなくなるのか。	平成20年ごろから呑川の調査を行い、対策の効果のシミュレーションを行っています。 水質悪化が著しい7月から9月において、悪臭やスカムの発生する日数は、浄化施設など河川の対策と合流改善事業をあわせて実施することにより、概ね半分程度に減少すると予測されています。 あくまでシミュレーションであり、引続き水質調査等を実施し予測の精度を上げていきます。
	3	現在、工事範囲と道路の間に通路があるが、今後どうなるのか。	下水道工事が完了するまでは現在の2mの幅を維持します。下水道工事完了後に公園の再整備が予定されていますが、その形はまだ決まっていません。今後近隣の皆様のご意見を伺いながら決めてまいります。
	4	貯留管に溜まった下水はどのように水再生センターに送水するのか。	晴天時にポンプで水をくみ上げ、既設の下水道管を通じて水再生センターに送水します。
立坑設置工事に関する こと	5	以前の工事での騒音の大きさについて説明があったが、今までの工事を鑑みると信用できない。	プールの取壊しなどを行った用地整備工事時に、騒音の測定を行っています。その時の計測結果をお示しました。
	6	深夜帯の特殊車両の出入りはやめて欲しい。	特殊車両は夜間のみ通行が許可されています。特殊車両は数か月に一度程度の搬入となりますが、夜間に通行せざるを得ないことをご理解ください（可能な限り夜遅い時間にならないよう調整します。）。

呑川合流改善貯留施設立坑設置工事 工事説明会（令和4年9月14日開催） 質疑応答一覧

項目	No.	ご質問・ご意見	回答
立坑設置工事に関する事	7	施工業者への住民からの連絡体制（苦情受付）が常時取れるようにしてほしい。	連絡が取れるようにします。
	8	説明会で説明している人は安全に配慮するというが、現場で作業する人は別の人である。 必要な工事であれば反対しないが、現場作業する人をしっかりと指導して欲しい。とにかく安全に工事を進めて欲しい。	工事を進めるにあたり、安全が第一に優先されます。しっかり管理をし工事を進めていきます。
	9	ニューマチックケーソン工法の振動に対する対策は。過去の事例を教えてください。	過去にここと同様な固結シルトという非常に硬い地盤での施工を行った経験があります。硬い層を掘削するときには、ケーソンがドンと沈下することがあります。その当ても現場近くの事務所では、震度2程度の揺れを感じました。 今回、振動が夜間に発生するのは望ましくないため、8時～19時の間に実施するように計画管理を行います。
	10	通学時間帯（登校時）は工事車両は搬入出しないとのことだが、下校時はどうするのか。	近隣の学校と調整し、下校時の搬入出を可能な限り避けるよう対策します。
防音ハウスに関する事	11	工事を行う上で騒音を抑制するために防音ハウスを設置するのは仕方がないと思う。 防音ハウスの高さは、立坑工事時は19mでシールド工事時は13mに下げる予定とのことだが、シールド工事時の高さの根拠は。 シールド工事時も防音ハウスが必要なのか。	防音ハウス内でシールド工事の作業を行うため、天井に設置するクレーンの高さやその下での作業スペースを考慮すると、約13m必要となります。 シールド工事時も騒音が発生するため、防音ハウスが必要となります。
	12	防音ハウスは周囲と調和する色にする、シールド工事時に高さを更に下げるなど引き続き検討していただきたい。	引き続き、検討いたします。

呑川合流改善貯留施設立坑設置工事 工事説明会（令和4年9月14日開催） 質疑応答一覧

項目	No.	ご質問・ご意見	回答
補償に関する こと	13	以前の工事では騒音がひどかった。今後もさらに我慢を強いるのであれば、何かしらの補償となるものを頂きたい。	今回の立坑設置工事から防音ハウスを設置し、騒音の軽減を図ります。 資産価値の低下は、様々な要因が複合的に関係しており、工事に伴って資産価値が下がることについては不確定な要素ですので補償の対象にはなりません。
	14	眺望や悪臭、嫌悪施設が近隣にできた場合の資産価値の低下は、補償されるのではないか。	資産価値の低下は、様々な要因が複合的に関係しており、工事に伴って資産価値が下がることについては不確定な要素ですので補償の対象にはなりません。 また本施設は地下に下水を一時的に貯留する施設ですが、これが不動産取引において考慮すべき事項にあたることは確認していません。 東京都内には稼働中の同様な施設がありますが、著しく悪臭を放っていることはありません。
	15	今回の下水道工事によって家屋に損害が発生した場合は、補償して欲しい。	今回の下水道工事により家屋に被害が生じた場合は、大田区・東京都下水道局・施工業者にて責任を持って対応します。
	16	補償の内容を明文化し、法的拘束力のある書面としてそれぞれの世帯に出すべきではないか。	今回の下水道工事の補償について、影響範囲内の家屋については家屋調査、補償事務の流れを示した書類をお渡ししています。その書類に則り補償を行います。
	17	事前に家屋調査を行わないと、被害があっても補償の対象とならないのか。	万が一、工事に伴う家屋の被害があった場合には、事前に調査を行っていたほうがスムーズに対応ができます。
	18	家屋調査はどのように行うのか。リノベーション等で壁紙を張り替えたりした場合は比較ができなくなってしまうのか。	一般的に、壁紙の張替え等を行った場合、事前調査が張り替えの前だと比較できません。張替え等の予定がある場合は、その都度連絡をいただければ途中で調査を行うことも可能です。途中経過の調査資料と最終の調査資料も合わせて比較するなど臨機応変に対応したいと考えています。

呑川合流改善貯留施設立坑設置工事 工事説明会（令和4年9月14日開催） 質疑応答一覧

項目	No.	ご質問・ご意見	回答
シールド工事に関する事	19	シールドトンネルの直上が個人の建物である箇所はあるか。	今回のルートは全て道路及び公園の下を通る計画としています。個人宅の下を通るルートはありません。
	20	非常に硬い地盤と言っているが、呑川周辺なので地盤は柔らかいのではないか。	地上から約5m以下の箇所に関しては、非常に硬い層となっています。その層をトンネルで掘っていく計画です。
	21	貯留管の深さを20～34mとした理由は何か。	道路の下は下水道だけでなく水道管やガス管などが入っているため、そのようなものとの離隔を確保するために今回の深さを計画しています。
	22	外環道の陥没事故は、建設業界全体で原因の共有はされているのか。	外環道の陥没事故について業界全体で周知されています。国土交通省では「シールド工事の安全・安心な施工に関するガイドライン」を作成し、業界として危機感を持って再発防止に努めています。また講習会等も開催されています。
	23	シールド工事時には、家屋調査の範囲は広がっていくのか。	家屋調査の範囲は広がっていきます。シールド工事の影響範囲に入る家屋については家屋調査の募集をかけていく予定です。
	24	外環道の陥没事故の原因は。	2点あったと専門家委員会で行われています。1点目が特殊な地盤であったこと。特殊な地盤とは非常にサラサラな砂が厚い範囲で入っており、それが地表面に影響を与える原因の一つとなっていました。もう一つは施工に課題があったことです。その2点が重なってこのような大規模な事故になったと専門家委員会では報告されています。